

京都市情報公開・個人情報保護審査会答申情第14号の概要

請求内容	損害賠償請求訴訟に係る訴状
所管課	行財政局総務部法制課
所管課の決定	公文書の不存在による非公開決定
審査会の結論	実施機関が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。
不服申立人の主張	<p>1 本件開示対象公文書は、故元市長と特定法人2社の連帯責任を求めた住民訴訟（以下「本件住民訴訟」という。）が、一部住民勝訴で判決が確定した後の債権回収に関する文書である。内部求償権に基づく特定法人Aへの請求文書である。</p> <p>2 本件住民訴訟の請求の趣旨は、故元市長らの共同不法行為が請求権であったが、判決は特定法人Aに対する請求棄却であった。</p> <p>3 判決には全く理由がないのに、判決の要約、判決文の内容をもって非公開の理由を述べるのはおかしい。</p> <p>4 違法な裁判の結果、特定法人Aが不当利得返還を免れたことは許されないことだから、京都市は、故元市長の遺族の請求を代位して訴訟を提議すべきである。実施機関は訴訟遂行の責任を全うする義務があるのだから、情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第3項の規定により、いつまでに訴訟を起こし、公文書の公開をいつできるか明らかにすべきである。</p>
所管課の主張	<p>1 本件公文書は、特定法人Bのゴルフ場予定地に係る京都市との売買（以下「本件売買」という。）について、特定法人2社に京都市に対する損害賠償責任又は不当利得返還義務が認められ、かつ、京都市が特定法人2社に損害賠償請求訴訟又は不当利得返還請求訴訟を提起した場合に存在する文書である。</p> <p>2 特定法人2社は、故元市長と共謀してゴルフ場予定地について適正価格に比して高額で違法に売買したことにより京都市に損害を与えたこと、及び本件売買により不当に利得をしたことを理由として、本件住民訴訟において、故元市長と共に被告とされていた者である。</p> <p>本件住民訴訟においては、特定法人2社に対する住民らの請求を棄却した一方、故元市長に対する住民らの請求を一部認容した高裁判決が確定している。</p> <p>3 本件住民訴訟において、特定法人2社の京都市に対する損害賠償責任及び不当利得返還義務は認められていない。京都市は、他に、特定法人2社に対して損害賠償請求又は不当利得返還請求を行う法的根拠を有しておらず、損害賠償請求訴訟又は不当利得返還請求訴訟を提起した事実はない。よって、当該訴訟の訴状は存在しない。</p> <p>4 上記のとおり、本件公文書は現に存在せず、今後も損害賠償請求訴訟又は不当利得返還請求訴訟を提起する予定はなく、本件公文書が作成される余地はないことから、条例第10条第3項後段の義務を負わないことは明らかである。</p>
審査会の判断	<p>1 公文書公開制度と当審査会の役割について</p> <p>(1) 条例は、第1条において、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、本市の諸活動を市民に説明する責任を果たすことを目的として掲げ、それを受け、第5条において、実施機関に対して、当該実施機関が現に保有する公文書の公開を請求する制度である公文書公開制度を定めている。</p> <p>(2) 実施機関は、条例第7条の規定により非公開情報が記録されている場合を除き公文書を公開しなければならないが、条例第10条第2項の規定により、公開請求に係る公文書を保有していないときは非公開決定を行い、その旨を請求</p>

者に通知しなければならない。

- (3) 公文書の不存在による非公開決定に対して、請求者は、実施機関が当該公文書を保有していないという理由付けを信用できず、実際は公文書を保有しているのではないかという主張をして、不服申立てを行うことができる。
- (4) 不服申立てが出された場合は、実施機関は原則として当審査会に諮問し、当審査会はその諮問に応じ、公開決定等の妥当性について調査及び審議を行い、答申を行う。
- (5) 以上から、当審査会は、公開決定等の妥当性について調査、審議する機関であり、実施機関の事務の適否を判断する機関ではない。

本件異議申立てにあつては、当審査会は、実施機関が請求内容を満たす公文書を保有しているかどうかを確認し、実施機関が不存在を主張する場合には、その主張に不合理な点がないかを判断するが、実施機関が請求内容を満たす公文書を保有していないこと自体の適否を判断する立場にはない。

- (6) 異議申立人は、口頭による意見陳述によると、実施機関が特定法人2社に損害賠償請求訴訟又は不当利得返還請求訴訟を提起すべきであると主張しているのであって、実施機関が訴訟を提起していないことは認識しているとする。異議申立人は、実施機関が請求に係る公文書を保有していないこと自体は争っていないのであるから、本件処分をの取消しを求めるといふ異議申立ての趣旨は認めることができない。

2 本件処分について

本件異議申立ては、上記1のとおり認められないものと判断するが、念のため、本件請求に係る公文書が存在しないとする実施機関の主張について検討する。

(1) 本件住民訴訟の確定判決の既判力について検討する。

ア 本件住民訴訟は、平成14年改正前の地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づく訴訟であり、形式上、本来地方公共団体の行使すべき損害賠償等の請求権を原告住民が代位行使をする形をとっている。

イ 本件住民訴訟の確定判決の効力は、民事訴訟法第115条第1項第2号により「当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人」である地方公共団体（本件住民訴訟にあつては京都市）に及ぶことになるため、京都市が本件住民訴訟の確定判決の結論に反する訴訟を提起することは、法律上許されていない。

- (2) したがって、異議申立人の求める訴訟は法律上提起できないものであるから、本件公文書が存在せず、将来にわたり存在する可能性がないことは、疑いようがないものである。

- (3) 実施機関は、本件処分に係る通知書において、異議申立人が求める「訴訟を提起する法的根拠を有していないことから、本市は、特定法人2社に対して当該訴訟を提起していない」と理由を明示しており、当審査会としては、実施機関の処分は、条例第10条第3項の理由付記の義務に反してはいないものと判断する。

- (4) 条例第10条第3項に基づき、いつまでに訴訟を起こし、公文書の公開をいつできるか明らかにすべきであるとの異議申立人の主張について

上記(1)のとおり実施機関が異議申立人の求める訴訟を提起することは法律上できないことから、条例第10条第3項にいう将来公文書を公開することができるようになることが明らかである場合に当たるとは言えない。

